

金融経済教育と市場・社会保障

坂 勇一郎

はじめに

2024年4月、金融経済教育推進機構が創設され、金融事業者を含めさまざまな主体により金融経済教育が推進されている。金融経済教育については、資産形成の必要性が説かれ、長期・積立・分散投資とともにNISAやiDeCoの紹介を伴うものがみられる。こうした状況に対し、投資取引に誘うものではないか、自己責任を過度に強調するものではないか等の懸念の声がある。他方、金融経済教育は、本来広い視野をもって幅広い内容のものが行われるべきであり、また、よりよい社会の実現に寄与し得るとの期待も存する。

そこで、金融経済教育をめぐるこの間の経過を振り返り（1）、金融経済教育の課題や目的を明らかにするとともに（2）、現状を踏まえ、①資産形成の必要性や方法、特に投資取引について取り上げる場合に、どのような視点・内容が必要か（3）、また、②個人の生活を支える制度である社会保障制度をどのように位置付け、どのような点を取り上げることが必要と考えられるか（4）について、以下考察する。

1 金融経済教育に関するこれまでの経過

（1）金融経済教育とは

金融経済教育は、金融リテラシーを向上させていくことを目的とする。金融リテラシーとは、「金融に関する健全な意思決定を行い、究極的には金融面での個人の良い暮らし（well-being）を達成するために必要な金融に関する意識、知識、技術、態度及び行動の総体」をいう¹⁾。

ここでは、「金融面での個人の良い暮らし」が目指されており、金融リテラシーは、単なる「知識、技術」だけでなく、「意識」「態度及び行動」を含む「総体」とされている。また、金融経済教育は、学校教育、社会人教育やさまざまな広報活動等を含む概念である。

(2) 金融経済教育の主な経過

この間の金融経済教育に関する主な経過は、以下のとおりである。

2012年6月	(OECD・INFE「金融教育のための国家戦略に関するハイレベル原則」)
2012年8月	(「消費者教育推進法」成立)
2013年4月	金融庁「金融経済教育研究会報告書」
2014年6月	金融リテラシー・マップ
2014年7月	(厚生労働省「社会保障の教育推進に関する検討会報告書」)
2022年11月	新しい資本主義実現会議「資産所得倍増プラン」
2022年12月	金融審議会 市場制度ワーキング・グループ「顧客本位タスクフォース」中間報告
2023年11月	「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」成立
2024年3月	「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」閣議決定
2024年4月	金融経済教育推進機構設立

(3) 「金融経済教育研究会報告書」と金融リテラシー・マップに至る経過

一連の動きは、2012年6月のOECD・INFE「金融教育のための国家戦略に関するハイレベル原則」を画期とする²⁾。同原則の策定は、金融危機を背景とす

1) 金融庁「金融経済教育研究会報告書」(2013年4月)では、「金融リテラシー」の概念を、OECD金融教育に関する国際ネットワーク(INFE (International Network on Financial Education))の「金融教育のための国家戦略に関するハイレベル原則(2012年6月)」における定義と同様の意味で用いている。本文の引用は、ハイレベル原則における定義として述べられているものである。

2) 同原則を受けて、各国で金融経済教育が推進された。海外の金融経済教育の取組みに

るものであり、その経緯については、次のとおり述べられている。

「金融危機後、金融リテラシーは大多数の国で個人の重要な生活技術として、より強く認識されるようになった。このような政策関心の高まりの背景には、消費者への広範な（金融）リスクの移転、金融の複雑化や急速な進展、金融取引に積極的な消費者ないし投資家の増加、効果的な消費者保護のためには規制だけでは限界があるとの事実がある。加えて、金融危機により引き起こされた様々な事態は、金融リテラシーの低さが社会全体、金融市場および家計にもたらす潜在的なコストと負の拡散効果を顕らかにした。」

こうした国際的な動きも踏まえつつ、金融庁に設置された「金融経済教育研究会」で検討が行われ、2013年4月「金融経済教育研究会報告書」（以下「研究会報告書」という。）が取りまとめられた。研究会報告書では、「生活スキルとして最低限身につけるべき金融リテラシー」を、「家計管理」「生活設計」「金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択」「外部の知見の適切な活用」の4分野にわたって示した。

同報告書に基づいて、金融経済教育推進会議³⁾が設置され、同会議は、2014年6月、「金融リテラシー・マップ」を公表した。「金融リテラシー・マップ」は、研究会報告書が提言した「最低限身につけるべき金融リテラシー」を、年齢層別に、体系的かつ具体的に記したものである⁴⁾。

(4) 金融サービス提供法改正による金融経済教育推進機構の創設

ア 2022年のふたつの報告書

2022年には、ふたつの報告書が公表され、このなかで金融経済教育の推進が、改めて提言された。

まず、新しい資本主義実現会議「資産所得倍増プラン」（2022年11月）は、「家計の勤労所得に加え金融資産所得も増やしていくことが重要」、「貯蓄から投

ついては、金融経済教育を推進する研究会 海外調査部会（事務局：日本証券業協会金融・証券教育支援センター）「海外における金融経済教育の実態調査報告書」（2023年3月）。

3) 当初の事務局は、金融広報中央委員会（事務局・日本銀行）。金融経済教育推進機構創設後は、同機構に事務局を移管。

4) 金融リテラシー・マップは、2015年6月に改訂、2023年6月に再改訂された。

資を実現し、直接金融への転換を推進することは、ベンチャーキャピタルから資金を調達するスタートアップのエコシステムを構築する上でも重要であり、企業の成長を支えるリスクマネーを円滑に供給することにもつながる」、「中間層がリターンの大きい資産に投資しやすい環境を整備すれば、家計の金融資産所得を拡大することができる。また、家計の資金が企業の成長投資の原資となれば、企業の成長が促進され、企業価値が向上する。企業価値が拡大すれば、家計の金融資産所得は更に拡大し、「成長と資産所得の好循環」が実現する」等の「基本的考え方」のもと、以下の 7 本の柱の取組みを推進するとした。

- ①家計金融資産を貯蓄から投資にシフトさせる NISA の抜本的拡充や恒久化
- ②加入可能年齢の引上げなど iDeCo 制度の改革
- ③消費者に対して中立的で信頼できるアドバイスの提供を促すための仕組みの創設
- ④雇用者に対する資産形成の強化
- ⑤安定的な資産形成の重要性を浸透させていくための金融経済教育の充実
- ⑥世界に開かれた国際金融センターの実現
- ⑦顧客本位の業務運営の確保

上記とほぼ同じ時期に公表された「金融審議会 市場制度ワーキング・グループ「顧客本位タスクフォース」中間報告」(2022 年 12 月) では、家計の安定的な資産形成の実現に向けて、インベストメント・チェーン全体における顧客や最終受益者の最善の利益を考えた業務運営の確保、顧客への情報提供・アドバイスの充実、金融リテラシー向上への取組み等、利用者の利便向上と保護を図るために幅広い施策が提言された。このなかで、金融リテラシー向上への取組みとして、「中立的な立場から、資産形成に関する金融経済教育の機会提供に向けた取組みを推進するための常設組織」の構築が提言され、「最低限身に付けるべき金融リテラシーを体系的に整理した金融リテラシー・マップの内容を踏まえつつ、家計管理や生活設計等のほか、消費生活の基礎や社会保障・税制度、金融トラブルに関する内容も含めて、広範な観点から金融リテラシーの向上に取り組むべき」とされた。

上記のとおり、金融経済教育は、「家計の安定的な資産形成の実現」の観点からとりあげられるとともに、「広範な観点から金融リテラシーの向上に取り組むべき」とされたものである。

イ 金融サービス提供法改正（金融経済教育推進機構の創設）

これらの提言を受けて、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（2023年3月14日提出、2023年11月20日成立）により、金融サービス提供法の改正が行われた（改正後は「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」）。改正法では、新たに、「第五章 金融サービスの利用環境の整備等」が設けられ、「第一節 安定的な資産形成の支援等」に「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）を定めるべきとの規定がおかれ（金融サービス提供法82条）、また、「第二節 金融経済教育推進機構」に金融経済教育の推進を目的とする金融経済教育推進機構（以下「推進機構」という。）を創設する規定が設けられた（同法86条以下）。同法86条では、「金融経済教育」は、「適切な金融サービスの利用等に資する金融又は経済に関する知識を習得し、これを活用する能力の育成を図るための教授及び指導」とされた。

国会審議では、衆議院財務金融委員会、参議院財政金融委員会で、附帯決議が付された。両者はほぼ同内容であるが、「金融経済教育の意義・目的には、金融リテラシーの向上を通じて、国民一人一人が、経済的に自立し、より良い暮らしを実現していくことを可能とすることがあること」、「投資の必要性又は有益性のみを強調するのではなく、リスクに対する正しい理解の浸透にも努め、個人のライフプランを踏まえた資産形成における自由な意思決定による貯蓄と投資の組合せを尊重すること」、「『適切な金融サービスの利用等に資する金融又は経済に関する知識』には、資産形成だけではなく、金融広報中央委員会が従来扱ってきた家計管理・生活設計や消費者被害防止等も含まれること。また、「これを活用する能力の育成を図るための教授及び指導」は、金融経済教育推進会議作成の金融リテラシー・マップを基本としたものを通じて行われるものであること」等が示されている。

ここでは、金融経済教育について、金融リテラシーの向上によりより良い暮らしを実現するという目的があること、資産形成に限らず家計管理・生活設計や消費者被害防止等も含まれること、資産形成については個人のライフプランを踏まえた自由な意思決定を尊重すること、投資の必要性や有益性のみを強調しないことが、確認されたものである。

金融経済教育については、個人のより良い暮らしを実現するためには幅広いリテラシーが必要という考え方のもとで実践が積み重ねられてきたが、上記の制度整備の経過において、投資教育に偏ったものとなることが懸念され⁵⁾、こうした声も背景に、上記の附帯決議が付されるに至ったものである。

ウ 金融経済教育推進機構の創設

改正金融サービス提供法の金融経済教育推進機構に係る規定は2024年2月1日施行され、同年4月、金融広報中央委員会（事務局・日本銀行）、一般社団法人全国銀行協会、日本証券業協会を発起人として、金融経済教育推進機構が設立され、同年8月本格稼働に至った。

推進機構の推進する金融経済教育は、改正法と附帯決議に基づいて、金融リテラシー・マップを基本としたものを通じて行われる。推進機構は、金融リテラシー・マップに基づいて、年齢層別の標準講義資料を作成し、公開している。

金融リテラシー・マップは、小学生、中学生、高校生、大学生、若年社会人、一般社会人、高齢者の年齢層別に、以下の分野・分類ごとに、生活スキルとして最低限身に付けるべき金融リテラシーを具体化している。

分野	分類
家計管理	家計管理
生活設計	生活設計
金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択	金融取引の基本としての素養 金融分野共通 保険商品 ローン・クレジット 資産形成商品
外部の知見の適切な活用	外部の知見の適切な活用

5) 日本弁護士連合会「金融経済教育の理念に沿った金融経済教育推進機構の組織及び運営体制の構築を求める意見書」(2023年12月15日)等。

2 金融経済教育検討の目的等

(1) 金融面における個人の良い暮らしとよりよい社会の実現

上記のとおり、金融リテラシー・マップは、推進機構のすすめる教育の指針としての役割を与えられている。

金融リテラシー・マップは、冒頭の部分で、「何のために金融リテラシーを身に付ける必要があるのか？」と問い、「国民一人ひとりが、より自立的で安心かつ豊かな生活を実現するため」と答えたうえで、次の2点を指摘する。

- ・「現代社会では、金融との関わりを持つことは避けられません。「生活スキル」として金融リテラシーを身に付ける必要があります。」
- ・「国民一人ひとりの金融リテラシーが向上すれば、結果として、健全で質の高い金融商品の提供の促進や、家計金融資産の有効活用にもつながり、公正で持続可能な社会の実現に役立ち得ると考えられます（消費者教育推進法においても、「公正かつ持続可能な社会の形成」が目指されています）。」

前者は、「生活スキル」としての金融リテラシーが、より自立的で安心かつ豊かな生活を実現するという個人の厚生に着目したものであり（ミクロの視点）、後者は、金融リテラシーがよりよい社会の実現に資するという観点（マクロの視点）から、金融経済教育の意義を表したものである⁶⁾。こうして、金融経済教育は、金融面における個人のより良い暮らしの実現（ミクロの視点）とよりよい社会の実現（マクロの視点）という観点に沿って行なうことが求められる。

(2) 金融リテラシーと「消費者市民社会」の考え方

上記は、研究会報告書に基づくものであるとともに、金融リテラシー・マップも述べるとおり、消費者教育推進法の考え方によく沿うものである。

消費者教育推進法は、基本理念のなかで、消費者教育を、「消費生活に関する

6) 令和7年版厚生労働白書（2024年7月）は、「次世代の主役となる若者のみなさんへ——変化する社会における社会保障・労働施策の役割を知る——」との副題を付して、第1部において副題と同内容の表題の下で、社会保障・労働施策の意義を語っている。「特に読んでほしい」としている第2章第2節では「社会保障や労働施策を知ることの意義」を「ミクロの視点～一人ひとりの社会生活上の課題解決に役立てる～」「マクロの視点～より良い社会づくりに主体的に関わる～」という二つの観点から展開している。

知識を修得し、これを適切な行動に結び付けることができる実践的な能力が育まれることを旨として行」うとともに、「消費者が消費者市民社会を構成する一員として主体的に消費者市民社会の形成に参画し、その発展に寄与することができるよう、その育成を積極的に支援することを旨として行」うことを求めている（消費者教育推進法第3条第1項・2項）。そして、この「消費者市民社会」については、「消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会」と定義されている（同法2条2項）。前記の金融リテラシーにおけるマクロの視点は、この「消費者市民社会」の考えに沿うものである。

消費者の消費行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであると同様に、個人のさまざまな金融行動もまた、現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得る。例えば、個人の投資により、成長企業に資金が提供されれば、当該企業の成長と経済の成長が促され得る。また、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）に積極的に取り組む企業に適切に資金が提供されれば、こうした企業を支援することになり、よりよい社会の実現に資する。他方、投資被害の場面では、個人に損害を負わせながら、犯罪集団等に資金が供給され、こうした組織を拡大させてしまう事態も生じ得る。金融行動においても、個人の行動がさまざまに広く影響を及ぼし得るものであることを認識して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画することが期待される。

さらに重要と考えられる視点を1点述べておくと、金融に関する課題を考えるときには、実体経済との関係を捉えることが重要である。金融は実体経済のために存在し、実体経済を支えるものであり、金融行動の影響も、実体経済や現実の生活との関係を捉える必要がある⁷⁾。

7) 金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」の「我が国金融業の中長期的な在り方について（現状と展望）」（2012年5月）では、金融業に関する言及であるが、「金融業に求められている役割は、実体経済を支え、かつ、それ自身が成長産業として経済をリードすることにある。」とされている。

(3) 金融経済教育と市場・投資取引、社会保障をめぐる問題状況

上記のとおり、金融リテラシーが、個人の良い暮らしの実現とよりよい社会の実現を目的としていることを念頭に、後続の「3」及び「4」では、市場・投資取引に関連する論点と社会保障に関連する論点を検討する。

この2点を検討する意義は、次の点にある。

第1に、金融経済教育は、家計の資産形成をも旨としており、この点から、投資取引に関連する事項はその要素となり、重視される要素ともなり得る。特に、金融経済教育が金融事業者や関連機関により担われるときには、投資取引に関する事項が大きな比重となる可能性は高い。

ここでは、まず、金融経済教育に「家計管理・生活設計や消費者被害防止等も含まれること」や、「投資の必要性又は有益性のみを強調するのではなく、リスクに対する正しい理解の浸透にも努め、個人のライフプランを踏まえた資産形成における自由な意思決定による貯蓄と投資の組合せを尊重すること」(前記附帯決議)について、適切に配慮されているかが問題となる。(この点については、社会保障制度に関連して「4」で述べる。)

また、個人の投資取引が、資金提供先や金融事業者との間で行われることから、個人にとっては、こうした事業者らとの関係において適切に行動するためのリテラシーが必要となる。個人の投資取引が資金提供先や金融事業者に対して影響を及ぼし得ることを踏まえると、こうした影響を自覚して、適切な行動をとることも期待される。

第2に、個人の生活において、さまざまなリスクへの備えは重要であり、個人はリスクへ備えるために民間の金融サービスを利用する。高齢期に備えた資産形成のために金融サービスを利用することもあるし、民間の保険を利用することもある。

他方、さまざまなリスクへの備えとしては、わが国では、社会保障制度が整備されており、個人はこうした社会保障制度とあわせて(社会保障制度を前提として)、民間の金融サービスを利用することになる。

ここでは、民間の金融サービスに重点を置いた金融経済教育により、社会保障制度について個人が十分な理解を得ないまま、民間の金融サービスに誘われるこことが懸念される。

また、社会保障制度については、個人がそのしくみや内容を適切に理解して活用するとともに、社会保障制度の担い手として、主体的に制度を支えることも期待される。

こうした問題意識から、以下、前記のふたつの視点（ミクロの視点とマクロの視点）を念頭に置きつつ、市場・投資取引をめぐる論点と社会保障制度（特に公的年金保険）及び社会保障教育について考察する。

3 金融経済教育と市場・投資取引

（1）個人の資産形成と投資取引

個人の資産形成の方法としては、「預貯金」と「投資取引」があるが、多くの者は一般的の「預貯金」によっている。他方、前記のとおり、資産形成のために、NISA や iDeCo の利用による投資取引、長期・積立・分散投資が推奨される動きもある。ここにおいて、個人が、「投資取引」による資産形成を行おうとする場合、「投資取引」のしくみやリスクを、多面的に知る必要がある。

この点、研究会報告書では、「資産形成商品」についての金融リテラシーとして、リスクとリターンがトレードオフにあることの理解（項目 12）、分散効果（運用資産の分散、投資時期の分散）の理解（項目 13）、長期運用の効果の理解（項目 14）を求める。

「投資取引」を行おうとする場合に必要となる金融リテラシーとして、これらは重要な意義を持つが、これらの理解よりも前に、個人にとって必要かつ有用なリテラシーが存すると考えられる。

（2）「投資取引」を行おうとする場合に必要・有用な金融リテラシー

個人の現実の投資取引の実態やその機能に鑑みると、個人が「投資取引」⁸⁾を

8) 金融庁「リスク性金融商品販売に係る顧客意識調査結果」（2024年7月5日）では、「現在保有している／検討している金融商品」について、国内株式と回答した者がもっとも多く、次いで、投資信託（主な投資対象が株式のもの）、投資信託（主な投資対象が株式や債券等複数の資産のもの）の順であったことに鑑み、本稿では、主としてこれらの商品を念頭に、述べている。

行おうとする場合、少なくとも以下の金融リテラシーが必要・有用と考えられる。

第1に、社会経済のなかにおける、金融商品（ないし金融取引）の役割の理解である。金融商品におけるリターンは、金融商品自体から生み出されるものではなく、金融商品を通じて行われる資金提供、その資金提供先の事業活動等により生み出される。投資取引は、金融商品を通じて、資金提供先と関係性を結ぶものであるというイメージ・認識を持つことが重要である。

例えば、株式投資を行うことは、資金提供先企業に資金を提供し、当該企業を支援し、当該企業の事業に参画する意義を有する。配当や株価の変動によるリターンは、当該企業の企業活動により生み出される。

このような理解は、個人が投資判断を行うにあたって、例えば、（価格の騰落だけでなく）当該企業（の事業実体＝リターンの源泉）に着目する行動を促すとともに、当該金融商品のしくみやリスクのあり方についての理解・認識を深めることにも資するものであり、個人の投資目的との関係において、適切な投資先の選択の基盤となり得る。

社会経済における金融商品（ないし金融取引）の役割をマクロにイメージする方法としては、日本銀行の資金循環統計の参考図表を参照することも有用である。金融商品（ないし金融取引）を通じた、資金提供者から資金需要者への資金提供状況を一望できる。この図を参照する際に重要な着眼点は、資金提供先でリターンがどのようにして生み出されるかという点である。中長期の投資では、社会経済的に、リターンの源泉は、現実の企業活動（やその総体である経済成長）に帰着する。

第2に、投資取引の特性についての理解である。投資取引は、現物の商品やサービスと異なって目に見えないものであり、かつ、リターンや損失が現実化するのは将来の時点であるので、事前にその良しあしを判断することが難しい。かつ、個人が投資取引を行おうとする場合、取引に関与する金融事業者等との間には、情報・交渉力・組織力・専門性において格段の格差がある。この格差に対応し、金融商品取引法や金融サービス提供法は、誠実公正義務（顧客の最善の利益配慮義務）、適合性の原則や説明義務等の顧客保護ルールを整備し、また、金融庁は「顧客本位の業務運営に関する原則」を策定し、金融事業者に対応を促している。しかしながら、投資取引が、理解困難性や情報等の格差という特性を有す

る以上、顧客保護ルールが機能せずに、個人に想定外の損失がもたらされるリスクは常に存する。

実際のところ、金融庁から金融事業者の業務に関してさまざまな課題が指摘されており⁹⁾、金融事業者と顧客との間においても、さまざまな紛争が生じている。そして、いったん紛争状態となったときに、その解決が必ずしも容易でない場合も存する。

個人が、投資取引のこのような特性・構造と顧客保護の法的しくみを認識し、投資取引を行うに際して、適切な注意を向け得ることは極めて重要である¹⁰⁾。

第3に、投資者行動の特性について知ることも有用である。行動経済学の知見により、現実の投資者は、必ずしも経済合理的な投資判断をするわけではなく、その判断にはさまざまな偏りがあることが明らかとなっている。

人間の認知機能は、経験や感情に基づいて（よく考えずに）すぐに判断する「直感による判断」と、冷静によく考えて（ゆっくり）判断する「理性による判断」を使い分けている。投資判断のように「理性による判断」によるべきところを、「直観による判断」によってしまうと、不合理な判断となりやすい。例えば、顕著で分かりやすい情報を優先的に利用しやすい、損失を回避する傾向があるが損失の拡大には鈍感になる、発生確率の低い事象を過大評価しやすい、現在利益を優先して先延ばし行動をとりがちであるなど、人間の判断にはさまざまな偏りがある。

こうした投資者行動の特性は、個人によって異なり得るが、他方、誰でも大なり小なり陥る可能性のあるものもある。紛争事案においては、金融事業者らが、顧客のこうした傾向を利用し、あるいは悪用するはたらきかけにより、顧客が不合理な判断に誘われて、被害に至るものも存する。他方、金融事業者がこうした問題に留意するとともに、個人においても、自らの判断がこうした偏りを持ち得

9) 例えば、金融庁「リスク性金融商品の販売・組成会社による顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果」（2025年7月1日）では、外国株式、ファンドラップ、外貨建一時払保険、その他の金融商品について、販売事業者等において確認された課題が示されている。

10) 金融リテラシー・マップの「マップの主な内容」においても、大学生・若年社会人・一般社会人・高齢者の欄に「金融商品を含む様々な販売・勧誘行為に適用される法令や制度を理解し、慎重な契約締結など、適切な対応を行うことができる」「詐欺など悪質な者に狙われないよう慎重な契約を心掛ける」等と記載されている。

ることをある程度認識できれば、判断の偏りによる問題をある程度、予防することに資すると考えられる。

現代では、個人の判断の偏りを突いたはたらきかけが、デジタル手段により行われる可能性も飛躍的に高まっている。こうした弊害を低減していくためには、監督官庁や自主規制機関等による監視・監督も極めて重要であり、金融事業者の適切な行動がまずは必要であるが、あわせて、多くの個人がこうしたはたらきかけに対しより注意を払うとともに、行政機関等への情報提供等を通じて、その抑止・改善に参画することも期待される。

また、上記とは若干局面を異にするが、加齢による認知機能の低下についても、相応の知識が、適切な対応を促すことに資すると考えられる。

(3) 市場における個人の役割

上記の3点は、市場における個人の役割という観点からも、重要である。

第1に、適切な資金の流れを実現するために、個人の投資判断は、重要な意義を持ち得る。金融市場では、適切な資金の流れ、適切な情報生産を実現する必要があるが、個人投資家の適切な投資判断により、適切な資金の流れ、適切な情報生産（株価形成等）が実現されることが期待される。

すなわち、金融商品取引法制は、株式や社債等による資金供給において、金融商品取引業者等による適切な情報提供等と投資者の適切な投資判断により、適切な資金の流れ、適切な情報生産を実現し、効率的ないし適切な資源配分を実現しようとしている。また、投資信託等の市場型間接金融では、上記に加え、投資運用業者による適切な運用も求められている。ここでは、金融商品取引業者等による適切な情報提供等とともに、投資者の適切な投資判断が重要であり、個人により、適切な投資先が選択されること、不適切な投資先は回避されることが期待される。こうした適切な金融行動に、金融リテラシーは効果を発揮し得る。

第2に、金融サービス・金融商品の高度化という観点からも、個人の役割は重要である。上記のとおり、投資取引は、理解困難性と情報等の格差を有し、金融庁や自主規制機関等による監視・監督も行われるが、金融事業者に適切なサービス・商品の提供を求め、さらにその高度化を促すには、個人の金融事業者への反応やはたらきかけも重要である。こうした反応やはたらきかけは、相応の金融

リテラシーを有する個人により行われる場合により有効となり得るし、そのような個人が増えることにより市場をより洗練されたものとすることに寄与し得る。

なお、こうした金融リテラシーの機能と、推奨されている長期・積立・分散投資との関係には留意が必要である。長期・積立・分散投資は、都度の投資が比較的小額であるため、金融リテラシーによる効果が十分發揮されない可能性がある。この点については、適切な規制・監督上の留意・対応や金融事業者による工夫が必要と考えられる。

4 金融経済教育と社会保障

(1) 高齢期の「生活設計」

社会保障との関連については、高齢期の「生活設計」の視点から検討する。

高齢期の「生活設計」は、多角的に検討する必要がある。

高齢期の生活では、生活資金の確保と健康の維持（及び医療や介護）が課題となる¹¹⁾。このうち、後者については、実生活では、医療保険と介護保険が重要な役割を担う。

他方、生活資金¹²⁾については、高齢期の個人は、（状況に応じて仕事による収入を得ながら）公的年金保険をベースとしつつ¹³⁾、現役期に蓄積をした資産¹⁴⁾を

11) 内閣府「国民生活に関する世論調査」（2024年8月調査）では、「日常生活で悩みや不安」を感じているとした回答者のうち、63.8%が「自分の健康」、62.8%が「老後の生活設計」、58.0%が「今後の収入や資産の見通し」を「悩みや不安の内容」として回答した。なお、「日常生活で悩みや不安」を感じているとした回答者は、回答者全体の中では78.2%である。

12) 内閣府「生活設計と年金に関する世論調査」（2023年11月調査）では、「何歳まで仕事をしたいか、またはしたか」の問に対し、42.6%が66歳以上の年齢を回答している。「老後の生活設計の中での公的年金の位置づけ」については、26.3%が「全面的に公的年金に頼る」、53.8%が「公的年金を中心とし、これに個人年金や貯蓄などを組み合わせる」と回答しており、年齢層が高いほど「全面的に公的年金に頼る」の割合が高い。また、「老後に向け準備したい、またはした公的年金以外の資産」は、「預貯金」が圧倒的に高く（67.6%）、「退職金や企業年金」32.9%、「NISAと呼ばれる少額投資非課税制度」20.9%と続く。

13) 厚生労働省2024年国民生活調査では、高齢者世帯の1世帯当たり平均所得金額の構成割合は、「公的年金・恩給」63.8%、「稼働所得」25.3%、等となっている。

14) 前提として、個人の資産形成が可能であるためには、資産形成に回すことができる

取り崩して生活する。このうち、(仕事による収入と) 公的年金保険はフローの収入であり、資産の取り崩しはストックの取り崩しである。高齢期の生活資金は、これらをどう組み合わせるかが課題となる。ここで難題となるのが、自らの寿命が不確定であり、長生き（による生活資金の枯渇）リスクが存することである。

高齢期の減収・長生きのリスクを低減するためには、生活の見直しを行うことが現実的であり、実際そのような対応が行われる。高齢期をすでに迎えている場合には、公的年金保険の年金額や蓄積した資産は与件となるので¹⁵⁾、できるだけ長く仕事をする、支出を見直す、医療保険や介護保険等を適切に活用する、などが対応となる。他方、高齢期における投資取引は、資産寿命を延ばす可能性もあり得るが、投資リスクが現実化したときに現役期のように仕事による収入等により回復することが一般に困難なので、本来積極的に推奨されるべきものではない。

現役世代が、高齢期の備えを検討するときにも、上記のように多面的な観点から検討する必要がある。

(2) リスクへ備える制度・サービスのあり方

ア リスクへ備える制度・サービス

高齢期の生活設計の問題は、老齢によるリスクへの備えの問題である。

現代社会における個人の生活は、自ら働き、自分の健康や生活は自分で守るという「自助」を原則としつつ、生活上の様々な困難に対して、社会連帯で支え合う「共助」の考え方に基づく社会保険により支えられており、さらに、自助、共助では対応できない状況に対応するために、特定の人々の生活を公的に支援する「公助」に基づく公的扶助等の制度が整えられている。これらが、個人の生活リスクに対応する制度の枠組みである。

このうち「自助」によるリスクへの備えは、民間の金融サービスを利用した資

だけの収入が必要である。また、「投資取引」が可能であるためには、資産形成に回せる収入がリスクを伴う「投資取引」に投じることができる程度に余裕のある必要がある。金融庁「リスク性金融商品販売に係る顧客意識調査結果」(2024年7月5日)では、「これまで金融商品を購入していない理由」について、5割以上の回答者が「余裕資金がないから」と回答している。

15) 但し、公的年金保険の年金額は、受給開始年齢の繰上げにより減額、繰下げにより増額できる。

産形成や民間の保険への加入である。他方、「共助」の制度として、社会保険（公的年金保険、公的医療保険、介護保険、雇用保険、労災保険）が整備されている。これらの社会保険は、集団的にリスクを分担する保険のしくみによりリスクの移転を行うものであり、公的な金融サービスとしての性格を有する。

イ 個人の生活と制度・サービスの利用のあり方

「自助」が原則といわれるが、現実の生活では、個人は公的医療保険や公的年金保険による給付を「前提」として、日常生活を送っている。医療機関を受診するときには、公的医療保険により、個人の窓口負担は医療給付の一部のみに限られる。また、高齢期になると、公的年金保険により年金が給付される。「共助」による社会保険による給付を前提として、個人の生活は成り立っており、「自助」による対応は、「共助」による対応が行われない部分に対するものとなる。

したがって、リスクへの対応を検討するにあたっては、まず（「自助」の対応を考える前提として）「共助」の制度である社会保険によってどの範囲までの対応が行われるのかを、知ることが重要となる。

さらに、個人の生活へのリスク対応において、「公助」としての公的扶助制度は最後の砦となるものであり、その存在と概要を知っておくことも大切である¹⁶⁾。

ウ 「共助」（と「公助」）の支え手としての個人

個人は、社会保障制度を利用する立場にあるが、同時に、制度を支える立場にもある。社会保障制度は、社会保険料や税により支えられており、また、制度自体は個人の主権者としての行動によっても支えられている。

そして、高齢期の生活リスクへの対応は、現役期に社会保障制度を支え（とともに資産形成等を図り）、高齢期に社会保障制度を利用する（とともに資産の取り崩し等を行う）という長期間に及ぶものである。個人にとって、高齢期の生活リスクへの備えは、「共助」と「自助」をどう組み合わせ利用するかという課題であるが、制度の支え手（主権者）として、中長期的に「共助」の制度をどうつくっていくか（及び「公助」の制度をどう構えておくか）という課題もある。こうした視点は、よりよい社会の実現という観点からも重要である。

16) 厚生労働省「生活保護の被保護者調査（令和7年3月分概数）」によると、被保護世帯1,638,861世帯（保護停止中を含まない）のうち、907,163世帯（55.4%）が高齢者世帯（うち845,021（51.6%）が単身世帯）である。

(3) 社会保障制度の考え方

社会保障制度は、個人のリスクに社会的に対応する制度として、民間の金融サービスとは基本的な考え方や仕組みがかなり異なる。個人が、社会保障制度を利用するにあたっては、社会保障制度の考え方を理解することが、さまざまな制度の有効活用に資する。また、社会保障制度を支えるという観点からも、社会保障制度の考え方を学ぶことは重要である。

この点、厚生労働省「社会保障の教育推進に関する検討会」の報告書（2014年7月）（以下「社会保障教育報告書」）¹⁷⁾は、「社会保障制度を支える考え方、すなわち「理念」を教えることが社会保障制度を学ぶ際の「大切なこと」と指摘する。金融経済教育との関連においては、「安定的な資産形成の支援に関する基本方針」（2024年3月15日閣議決定）の「3 国民の安定的な資産形成の支援に関する教育及び広報」において、消費者教育の連携とともに、社会保障教育との連携が提言されているところでもある。

社会保障教育報告書は、「社会保障制度を支える考え方」について、まず、「社会保障制度は血縁や地縁をベースにした支え合い機能を社会化したものであり、社会保障の給付を受けている人だけでなく、すべての人々にとって意義のある制度である」ことを述べる。

そして、社会保障制度の機能について、「個人にとっては、個人の力だけでは備えることに限界がある生活上のリスクに対する備えとして生活の安定を図るものであり（生活安定・向上機能）、社会全体でみれば、所得を個人や世帯の間で移転させることにより貧富の格差を縮小したり、低所得者の生活の安定を図る機能を果たしたりしている（所得再分配機能）」こと、「公的年金制度のように景気変動に関わりなく継続的に現金を支給することにより、個人消費を促進し、景気変動を緩和するとともに経済成長を支える機能（経済安定化機能）も果たしている」ことを示す。

さらに、「何より、社会保障制度は、予測できない事態に備えて「安心」を得られることに価値がある」ことを指摘する。

上記は、社会保障制度の基本的考え方を述べるものであるが、個人のリスクに

17) 社会保障教育報告書は、主として学校教育を念頭に置いているが、社会人教育にも必要である。

備えるために社会的な対応が必要であり、かかる対応が個人の暮らしや社会を大きく支えていることを明らかにするものである。各種の社会保険制度も、上記の考え方に基づいて、整備されている。

(4) 公的年金保険の考え方

高齢期の生活は、公的年金保険がその基本を支えており、公的年金保険は公的金融サービスとしての性格を有する。そこで、さらに、公的年金保険に焦点を当てる。

まず、公的年金保険は、老齢（または障害、家計を支える者の死亡）による個人の所得の減少・喪失による貧困化を防ぐための制度である。老齢等による貧困化は、個人にとって十分な対応が必ずしも容易でなく¹⁸⁾、また、何らの制度もなければ社会に構造的に発生して貧困がまん延し、社会が壊されることにもなりかねない。老齢等による貧困化が社会に構造的に発生することを防ぐとともに、かかる防止策を講ずることにより国民が安心して生活を送ることができる状況を整えること、さらには社会経済を支えることが、公的年金保険が対応する課題である¹⁹⁾。

こうした目的を実現するには、原則としてすべての国民を対象とする必要があることから、制度は強制加入であり、年金は終身給付される。また、リスクに備えるしくみとして、保険のしくみが用いられるが、時々の現役世代が生産する生産物を時々の現役世代と高齢者等とで分かち合うという経済実体を端的に反映して、時々の現役世代の保険料により、時々の高齢者の給付を賄う賦課方式の制度となっている²⁰⁾。この賦課制度により、インフレリスクに対応し生産性向上の成果を反映させることも可能となる。また、社会保険のしくみは、社会的に負担と

18) 経済的に困難な時期ないし状況の下で、将来に備えることや将来の備えを維持することは困難である。また、人は現在の利益を優先して将来のための対応を先延ばしする傾向がある。

19) 「国民年金制度は、日本国憲法第二十五条第二項に規定する理念に基き、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする」(国民年金法1条)。厚生年金保険法は、「労働者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする」(厚生年金保険法1条)。

20) 「仕送り」を社会化したものとも表現される。

給付を実現する方法として、原則として保険のリスク分散のしくみによる²¹⁾²²⁾が、格差是正等の観点からその一部を修正しており²³⁾、一部に税財源が用いられている²⁴⁾。こうして、強制加入、終身給付、賦課方式の保険のしくみとその一部修正が、公的年金保険の制度的特徴となっている。

個人で対応できないリスクには、社会的に対応することが必要であり、また、社会的に対応することが合理的・効率的でもある。老齢等による所得の減少・喪失への備えとしては、「自助」としての資産形成や民間保険への加入という方法もあるが、中長期にはさまざまな変化・変動があり、老後いつまで長生きするかは事前には分からぬ。「自助」の資産形成等による場合は、不足が生じたときには生活資金に窮することとなるし、かかる事態を避けるには備えを多めに準備せざるを得ない²⁵⁾。また、誰もが常にかかる対応ができるわけでもない。他方、強制加入の公的年金保険は、リスク対応と負担が社会的に分散・分担され、年金の終身給付が確保される。

(5) 公的年金保険の制度内容

高齢期の生活において、公的年金保険を適切に活用できるためには、その制度内容を知るとともに、年金額は概ねいくらになるかを知ることも必要である。これらは、資産形成や資産の取り崩しの検討において前提となるものもある。

-
- 21) 長生きリスクの現実化のあり方は、個人によって異なることから、「保険」により現実に受給する年金の総額は、個人により異なる。もっとも、将来への備えにより得られる「安心」は、基本的に等しく及ぼされる。
 - 22) 保険料による拠出に基づいて年金の給付を行う（拠出と給付を一定程度関連付ける）しくみ（保険料拠出に基づく受給権、加入期間に基づく基礎年金、加入期間と現役期の賃金を反映する厚生年金）により、相応に合理的・効率的な運営が可能となる。
 - 23) 強制加入であることを背景に、格差是正等の観点から、民間の保険では厳格に求められる「給付反対給付均等の原則」は、相当程度緩和されている。
 - 24) 保険料の拠出が困難な者にも保障を及ぼす等の観点から、基礎年金の2分の1が国庫負担となっている。
 - 25) 積立方式（各人が自らの年金財源を積み立てる）による民間の終身年金保険では、長期の変動（社会経済の変動、長寿化）への対応が難しく、（強制加入でないことから）長寿者が多く加入する事態に備えるために、保険料を高めに設定する必要もある。こうしたことから、民間の終身年金保険は、必ずしも広く普及している状況はない（生命保険文化センターの「2024（令和6）年度生命保険に関する全国実態調査」）。

制度の内容としては、公的年金保険は、①老齢、障害、家計を支える者等の死亡により支払われる年金である（老齢等のリスクへの対応）、②年金は2ヶ月に1回終身支払われる²⁶⁾、③保険料の支払いが必要である、④自営業者等、会社員・公務員等、専業主婦（夫）等の3つ区分によって保険料と年金額のあり方が異なる（すべての者を対象とする国民年金と会社員・公務員等を対象とする厚生年金の2階建てであることによる）、等が基本的枠組みとなっている。

上記④に関しては、年金額が、現役期の働き方によって大きく異なることに留意を要する。公的年金保険では、自営業者等は国民年金だけを受給するが、会社員・公務員等は国民年金と厚生年金による年金を受給し、厚生年金部分は現役時代の給与等の額が一定程度反映されることによる²⁷⁾。

将来の年金額の試算は、厚生労働省の公的年金シミュレーターや日本年金機構のねんきんネットにより行うことができる。もっとも、これらは試算であり、実際の年金額とは異なる。将来の年金額は、個人のその後の働き方・収入や公的年金制度の利用方法、社会経済の動向や制度の見直しのあり方等によることにも留意を要する。

（6）公的年金保険と資産形成（中長期的な変化・変動）

ア 公的年金保険の変化・変動

現役期に高齢期に備えるためには、公的年金保険と民間の金融サービスを利用した資産形成の組み合わせを検討することになるが、中長期的にそれぞれがどう変化・変動し得るかも重要な関心事となる。

この点、公的年金保険は、賦課方式であることから物価や賃金が上昇する場合には基本的に年金額が引き上げられる²⁸⁾。もっとも、少子高齢化対策のために²⁹⁾、

26) 但し、遺族年金の給付には、給付期間が定められているものがある。

27) 会社員等は定年退職により所得の減額・喪失に直面するが、自営業者は高齢になっても事業を継続すること等を背景とする。もっとも、長寿化により、自営業者も稼働が困難な期間が長期化する傾向がある。

28) 受給開始時点の年金額は賃金水準の上昇を反映し、受給開始後の年金額は物価の上昇を反映する。

29) 保険料を負担する被保険者が減少し、受給者が増加すると、保険料等の負担の増加、または年金受給の抑制が課題となる。これは、実体経済において生産の担い手が相対的

(当面) 年金額の増加は、賃金や物価の上昇よりも低い水準に抑えられる³⁰⁾。

公的年金保険について持続可能性を心配する声もあるが、まずは、基本的考え方とそのしくみを正確に把握することが大切である。公的年金保険は、個人の生活と社会を支える相応に持続可能な制度として整えられており³¹⁾³²⁾、5年に1度の財政検証や一定の年金水準を確保するための枠組みも存する³³⁾。公的年金保険の基本的な考え方方に沿った見直しが進められていること³⁴⁾、より広く高齢者や女性の雇用対策、少子化対策も含めてさまざまな政策的努力が行われていること³⁵⁾等を含め、制度や社会経済の状況を、客観的かつ冷静に把握することが必要である。将来の制度のあり方は個人の主権者としての行動にかかるものもある。

社会保障制度の歴史を振り返ると、さまざまな曲折はありつつも、国民皆保険、国民皆年金の確立を経て、その後、社会経済状況の変化を踏まえた制度改革が行われ、介護保険制度の導入や、足元では少子化対策が行われてきている。こうした過去の蓄積も、冷静に評価しつつ将来を展望する必要がある。制度を正確かつ冷静に認識・検討できることも、重要なリテラシーである。

イ 資産形成における変化・変動と公的年金保険

資産形成については、預貯金による方法と投資取引による方法が考えられるが、いずれも高齢期までの資産形成にあたっては、それぞれに変化・変動のリスクが存する。

前提として、資産形成は個人の意思と管理及びそれを可能とする状況が継続しなければ、実現されない。個人が破産するような場合には、失われてしまうもの

に少なくなる状況に基づくものであり、実体経済において生産と分配をどのように調整するかという問題である。

30) 被保険者の減少、平均寿命の延びに応じた率が減じられる（マクロ経済スライド）。

31) 厚生労働省年金局総務課「年金広報企画室「わたしの年金とみんなの年金」は、公的年金保険財政のしくみと現状をイメージしやすい。

32) 少子高齢化への対応には、年金積立金（2023年度末316.5兆円）も活用される。

33) 現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率が50%を下回ると見込まれる場合、マクロ経済スライドを終了し、保険料引上げ、給付・負担の再検討に基づく措置をとる（平成16年改正年金法附則2条）。

34) 引き続き、低年金者への対応、将来の受給水準の確保・引上げ、より合理的・効率的な制度の構築等が課題である。また、年金財政の一部を支える税財源や税制度のあり方も重要な課題である。

35) 構造的には、支える主体を増やし、受給する主体を減らすことが重要な対策となる。

でもある³⁶⁾。

継続的な資産形成においては、預貯金は、預貯金額が失われるリスクは小さいが、中長期的には、インフレにより実質的な価値が減少するリスクが存する。他方、投資取引による場合は、当然ながら、投資取引上のリスクを負うことになる。現状、資産形成を目的としての投資取引は、預貯金を超えるリターンが得られることを期待して行われるが、例えば、過去50年の日経平均株価や金利の動きを顧みても、中長期的な経済変動によってさまざまな状況があり得ることには、留意が必要である。

現実に高齢期を迎えたときの資産の取り崩しも個人の判断と管理によるが、高齢期には、さまざまなリスクがより深刻なものとなりやすい。リスクの高い投資取引に誘われて資産が大きく減ってしまうリスクや、投資詐欺等により資産が失われるリスクがあり得る。加齢による判断能力や管理能力の減退が、重大な事態を招くリスクも存する。こうしたリスクが現実のものとなったとき、これを新たな収入により取り戻すことは一般に困難である。根本的かつ大きなリスクとしては、長生きにより資産が枯渇してしまうリスクがある。

資産形成では、公的年金保険と異なる、中長期のさまざまなリスクに留意する必要がある。賦課方式の公的年金保険では、こうしたリスクは回避され、あるいは相当程度緩和されている。

おわりに

本稿では、金融経済教育に関するこの間の経過を振り返り、改正金融サービス提供法における金融経済教育の意義・趣旨を明らかにし（1）、金融経済教育が、個人の良い暮らしを実現することを目的とするとともに、よりよい社会の実現を目指すものであることを、「消費者市民社会」の考え方も参照しながら、確認した。そして、この二つの視点を踏まえつつ、現状において、市場・投資取引についての扱い、及び、社会保障制度の扱いにおいて、検討すべき点があることを指摘した（2）。そのうえで、市場・投資取引については、社会経済の中における投資

36) 但し、確定給付企業年金や確定拠出年金の受給権は、破産等の影響をうけない。

取引の位置づけの理解、投資取引の特性・構造と顧客保護の法的なしくみの理解、行動経済学の知見による個人の判断の偏り等の理解、が重要であり、これらの理解は、社会経済における適切な資金の流れの実現や、金融サービス・金融商品の高度化に資することを述べた（3）。さらに、個人の生活においては社会保障制度が重要な役割を果たしており、個人のリスクへの対応は、社会保障制度と民間の金融サービスを組み合わせて行うこと、社会保障制度の基本的考え方やそのしくみの特性等の理解が、個人による社会保障の利用とともに、社会保障を支える担い手としても重要であることを述べた（4）。これらの視点は、金融経済教育において、資産形成の必要性、長期積立分散投資、NISA や iDeCo の紹介等に重点があるときに、見失われがち、軽視されがちとなるおそれがある。個人の良い暮らしとよりよい社会のためには、こうした視点が重要と考える。

本稿は、2024 年度東京経済大学個人研究助成費 [24-13] に基づく研究成果の一部である。